

○ 農業改良資金制度運用基本要綱（平成 14 年 7 月 9 日付け 14 経営第 1931 号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>目次 第 1～第 9 （略） 様式 1～様式 8 （略） 別記 1 農業改良措置の判断基準（例） 別記 2 削除</p> <p>別記 3・別記 4 （略）</p> <p>第 1・第 2 （略） 第 3 農業者等に対する農業改良資金の貸付条件等 1 貸付対象者 農業改良資金の貸付対象者は、第 4 の 1 に定めるもののほか、次に該当する農業者等とする。 （削る）</p> <p>(1)～(4) （略） (5) <u>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「みどりの食料システム法」という。）第 19 条第 1 項の環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第 21 条第 1 項の特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、認定を受けた農業者等（認定を受けた団体の構成員等である農業</u></p>	<p>目次 第 1～第 9 （略） 様式 1～様式 8 （略） 別記 1 農業改良措置の判断基準（例） 別記 2 <u>持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令の「農林水産大臣が定める基準」</u></p> <p>別記 3・別記 4 （略）</p> <p>第 1・第 2 （略） 第 3 農業者等に対する農業改良資金の貸付条件等 1 貸付対象者 農業改良資金の貸付対象者は、第 4 の 1 に定めるもののほか、次に該当する農業者等とする。 (1) <u>持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号。以下「持続農業法」という。）第 5 条第 1 項の認定農業者（持続農業法第 5 条第 2 項の認定導入計画に従って持続農業法第 2 条に掲げる持続性の高い農業生産方式（以下「持続性の高い農業生産方式」という。）を導入する場合に限る。）</u> (2)～(5) （略） （新設）</p>

者を含む。)

2 (略)

3 貸付金の利率、償還期限及び据置期間

貸付金は、無利子とし、その償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、それぞれ下表に定める年数以内とする。

貸付内容	償還期限（据置期間）
法第4条に定める特定地域資金を借り受ける場合	12（5）年以内
（削る）	（削る）
農商工等連携促進法第12条第2項に定める資金を借り受ける場合	12（5）年以内
農林漁業バイオ燃料法第8条に定める資金を借り受ける場合	12（3）年以内
米穀新用途利用促進法第8条第2項に定める資金を借り受ける場合	12（3）年以内
六次産業化法第9条第2項に定める資金を借り受ける場合	12（5）年以内
<u>みどりの食料システム法第23条に定める資金を借り受ける場合</u>	<u>12（3）年以内</u>

（削る）

4～7 (略)

第4～第9 (略)

様式1～様式8 (略)

2 (略)

3 貸付金の利率、償還期限及び据置期間

(1) 貸付金は、無利子とし、その償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、それぞれ下表に定める年数以内とする。

貸付内容	償還期限（据置期間）
法第4条に定める特定地域資金を借り受ける場合	12（5）年以内
<u>持続農業法第6条に定める資金を借り受ける場合</u>	<u>12（3）年以内</u>
農商工等連携促進法第12条第2項に定める資金を借り受ける場合	12（5）年以内
農林漁業バイオ燃料法第8条に定める資金を借り受ける場合	12（3）年以内
米穀新用途利用促進法第8条第2項に定める資金を借り受ける場合	12（3）年以内
六次産業化法第9条第2項に定める資金を借り受ける場合	12（5）年以内
（新設）	（新設）

(2) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令（平成11年政令第334号）の「農林水産大臣が定める基準」は、別記2のとおりとする。

4～7 (略)

第4～第9 (略)

様式1～様式8 (略)

別記1 農業改良措置の判断基準（例）				別記1 農業改良措置の判断基準（例）			
項目	無利子とする理由	判断基準	具体例	項目	無利子とする理由	判断基準	具体例
1 農業の新部門等への進出	<p>当該担い手の従来の農業技術では対応できない</p> <p>1 新部門導入に当たり、必要な機械・施設等を整備するため、初度コストが割高</p> <p>2 高度な技術の修得が必要であるとともに技術の定着までに時間が必要</p> <p>3 新たな取組への精神的負担</p>	<p>①以下の作目区分を基本として、従来、取り扱っていない作目（品種を含む）区分へ進出する場合</p> <p>米穀、麦類、豆類、雑穀、いも類、野菜（葉茎菜）、野菜（根菜）、野菜（果菜）、花き（切花）、花き（鉢物）、果樹、養蚕、きのこ、工芸作物、飼料作物、酪農、乳用牛、肉用牛、豚、鶏、その他の家畜（露地・施設に区分される部門については、必要に応じて区分）</p> <p>②作目区分は従来と同じであるが、新たな技術で、品質・収量の向上及びコスト・労働力の削減に資するものを導入する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入による価格下落に悩む野菜農家 → 花きの施設栽培を導入</li> <li>需給緩和による価格下落に悩む稲作農家 → 畜産に転換</li> <li>トマトの露地栽培 → 施設水耕栽培</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>水稻慣行栽培 → 水稻直播による大規模栽培又は有機栽培による高付加価値化</li> <li>野菜慣行栽培 → 低コスト機械化体系</li> </ul>	1 農業の新部門等への進出	<p>当該担い手の従来の農業技術では対応できない</p> <p>1 新部門導入に当たり、必要な機械・施設等を整備するため、初度コストが割高</p> <p>2 高度な技術の修得が必要であるとともに技術の定着までに時間が必要</p> <p>3 新たな取組への精神的負担</p>	<p>①以下の作目区分を基本として、従来、取り扱っていない作目（品種を含む）区分へ進出する場合</p> <p>米穀、麦類、豆類、雑穀、いも類、野菜（葉茎菜）、野菜（根菜）、野菜（果菜）、花き（切花）、花き（鉢物）、果樹、養蚕、きのこ、工芸作物、飼料作物、酪農、乳用牛、肉用牛、豚、鶏、その他の家畜（露地・施設に区分される部門については、必要に応じて区分）</p> <p>②作目区分は従来と同じであるが、新たな技術で、品質・収量の向上及びコスト・労働力の削減に資するものを導入する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入による価格下落に悩む野菜農家 → 花きの施設栽培を導入</li> <li>需給緩和による価格下落に悩む稲作農家 → 畜産に転換</li> <li>トマトの露地栽培 → 施設水耕栽培</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>水稻慣行栽培 → 水稻直播による大規模栽培</li> <li>野菜慣行栽培 → 低コスト機械化体系</li> </ul>

2 (略)	(略)	<p>合</p> <p>③作目区分は従来と同じであるが、<u>新たな技術で、品質・収量の向上又はコスト・労働力の削減に資するものを導入する場合※</u></p>	<p>の導入又は省エネ型園芸施設の導入</p> <p>・当該経営において、生産方式等の改善を通して、従来と比べて規模拡大を図る場合や機械装備の能力の向上、<u>収穫物の高付加価値化</u>等を図る場合</p>	<p>※みどりの食料システム法第23条に定める資金を借り受ける場合に限る。</p> <p>農業改良措置の判断基準（例）：農商工連携による場合（表略）</p> <p>別記2 削除</p>	2 (略)	(略)	<p>合</p> <p>(新設)</p> <p>③作目区分は従来と同じであるが、農用地の利用集積など規模の拡大を図り、生産コストの削減など経営の合理化に資するものを導入する場合</p>	<p>の導入</p> <p>・当該経営において、生産方式等の改善を通して、従来と比べて規模拡大を図る場合や機械装備の能力の向上</p> <p>等を図る場合</p> <p>・利用権の設定や受委託による農地等の利用集積を図る場合</p>	<p>(新設)</p> <p>農業改良措置の判断基準（例）：農商工連携による場合（表略）</p> <p>別記2 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令の</p>
----------	-----	--	--	--	----------	-----	--	--	--

「農林水産大臣が定める基準」は、次のとおりとする。

1 貸付けの対象となる農業者

貸付けの対象となる農業者は、持続性の高い農業生産方式の導入について意欲と能力を有する者であって、当該地域の中核的な農業者であるか、又はそのような者となることが見込まれる者とする。

2 持続性の高い農業生産方式の導入

持続性の高い農業生産方式の導入は、環境と調和のとれた農業生産の確保を目的とし、次に掲げる事項に該当するものでなければならない。

(1) ほ場及び作物に対して化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を原則として使用しない農業又は化学的に合成された農薬の使用回数（土壌消毒剤、除草剤等を含めた散布回数の合計をいう。）若しくは化学的に合成された肥料の使用量が当該地域の同作期において慣行的に行われている農薬の使用回数若しくは使用量に比べ減少させる農業であること。

(2) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則第1条各号に定める技術を用いるものであり、かつ、当該技術による化学的に合成された農薬又は肥料の使用を減少させる効果を十分発揮させるものであること。

3 貸付けの対象となる施設、機械及び資材

貸付けの対象となる施設、機械及び資材は、持続性の高い農業生産方式の導入に必要なものであって、農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入するために必要なものに限るものとする。

4 生産方式の内容

導入を図る生産方式は、次に掲げる事項に該当するものとする。

(1) 生産方式の改善を図るため、作目、技術、生産要素を該

<p>別記3・別記4 (略)</p>	<p>当農業者の経営改善にとって最も効果的となるように組み合わせたものであること。</p> <p>(2) 生産方式の改善は、能率的な技術又は合理的に組み合わせた一連の技術によって行われるものであること。</p> <p>この場合の「技術の合理的な組み合わせ」の判断に当たっては、資金により導入する施設、機械等だけでなく、当該農業者が既に保有している施設、機械等も含め、これらの施設、機械等による技術の組み合わせを総合的に判断しなければならない。</p> <p>(3) 当該地域における農作物の生産方式の改善を著しく寄与するものであって、当該地域への普及が期待できるものであること。</p> <p>別記3・別記4 (略)</p>
--------------------	--

附 則 (令和4年6月23日付け4経営第918号)

- 1 この通知は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 改正前の第3の1の(1)の貸付対象者であって、次に掲げるものが本資金を借り受ける場合は、なお従前の例による。
  - (1) 令和4年6月30日以前に貸付けの決定を行ったもの
  - (2) 令和4年6月30日以前にみどりの食料システム法附則第2条の規定による廃止前の持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号。以下「旧持続農業法」という。)第4条第1項の認定を受けたもの
  - (3) 令和4年7月1日以降にみどりの食料システム法附則第3条第1項の規定により旧持続農業法第4条第1項の認定を受けたもの